

令和7年度南陽市農業委員会活動方針

1 基本方針

令和6年の通常国会において、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正された。国は、農業の構造転換の実現に向けて、初動の5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、計画的・集中的に必要な施策を講じるとしている。

一方、現場では、人口減少や農業従事者の高齢化が進む中、農産物価格の低迷や農業資材等の価格高騰による農業所得の減少等により担い手不足が深刻化しており、耕作放棄地拡大の懸念や、農村地域の再生に向けた新たな局面でのさまざまな課題が浮き彫りになっている。

そのうえ、近年は大規模な自然災害が頻発しており、令和6年元日の能登半島地震に始まり、山形においても7月に庄内・最上地方を中心として記録的な豪雨災害に見舞われ、農業分野における被害額はこれまでにない甚大な額となった。重ねて、令和6年産のさくらんぼは、前年の猛暑の影響から双子果が数多く発生し、加えて天候不順による実割れで収穫量が減少するなど、生産者は大きな打撃を受けた。

さらに、イノシシや熊などの有害鳥獣等による農作物への被害や、家畜疾病(豚熱・鳥インフルエンザ等)の発生への懸念に加え、引き続く燃料、肥料、生産資材等の価格高騰が農業経営に深刻な影響を及ぼすなど、多くの課題に直面している。

そのような中、令和6年の米価の上昇は生産者の生産意欲を高めはしたものの、生産コストの上昇による農作物への価格転嫁は、消費者の買い控えを生じさせるなど、まだまだ懸念材料が多く、安定的な農業経営には至っていない現状にある。

農業は本市の基盤産業であり、南陽市農業委員会においては、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」との組織理念のもとに、本市産業の根幹をなす農業の振興を担っていく必要がある。

これらの現状を踏まえ、地域農業の持続的発展のため、農業委員会としての責務と役割を認識し、現場の意見を積み上げながら農地利用の最適化の推進を図るとともに、未来に希望の持てる儲かる農業、攻めの農業経営を目指し、関係機関と連携して農業振興の発展に向けた活動を進めていく。

2 活動方針

- ① 農地法等の関係法令を遵守し、農地法に基づく許可申請等の審議において、現地調査を実施し、速やかで適正な対応に努める。
- ② 農地利用の最適化に向けた「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の推進のための活動に取り組む。
- ③ 関係機関と連携し、農業の担い手の確保・育成に向けた積極的な支援や協力を行うとともに、経営実態や意向、農地利用の状況等についての調査を実施し、効果的な情報提供活動を通して農地と担い手を守り活かす運動を進める。
- ④ 農地パトロールの結果を踏まえ、耕作放棄地を増やさない対策に取り組む。
- ⑤ 令和7年3月に策定された「地域計画」における、10年後の農地集約等の目標を示す「目標地図」の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら、地域農業の実態に応じて随時更新するとともに、農地の集積・集約に取り組む。
- ⑥ 農地中間管理事業の有効活用を進め、地域の実情に合った農
- ⑦ 地の集積推進のための必要な支援を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営の実現とともに、儲かる農業、攻めの農業経営を目指した農政活動に取り組む。
- ⑧ 農業者の福祉向上のため、農業者年金加入推進活動や啓蒙活動を行い、将来に希望の持てる農業経営を営むことができるよう情報提供に努める。